

基本構想

1 計画策定にあたって

平成22年(2010年)4月に施行された「名寄市自治基本条例」において、市政運営における最上位計画として策定を義務付けており、市民主体のまちづくりの実現を目的として、本市が目指すべき新たなまちの将来像や目標を定め、市民と市が連携し、力を合わせながら、まちづくりを進めていくための行動指針となる「名寄市総合計画(第2次)」を策定し、「自然の恵みと財産を活かし みんなでつくり育む 未来を拓く北の都市・名寄」の実現を目指してまちづくりを進めてきました。

「名寄市総合計画(第2次)」は平成29年度(2017年度)から10カ年の計画であり、前期計画期間が平成30年度(2018年度)をもって終了することから、前期2カ年の計画を踏襲しつつ、人口減少・少子高齢化や情勢等の変化に伴う諸課題、新たなニーズへの対応を基本とし、「市民と行政との連携・協力によるまちづくり」、「保健・医療・福祉の連携と自立と共生の地域社会づくり」、「安全安心で暮らしやすい居住環境づくり」「地域の特性を活かしたにぎわいと活力づくり」「個性ある教育・文化・スポーツの環境づくり」の五つの視点で現状と課題を整理し、全ての主要施策と、施策間連携により推進する重点プロジェクトに成果指標(KPI)を定め、目指す姿を明らかにするとともに、数値目標の検証による進捗管理を行うことが可能となる実効性のある平成31年度(2019年度)から4年間の中期基本計画を策定します。

本計画は、厳しい財政状況の下にあって、複雑・多様化する市民ニーズや公共施設・土地利用のあり方、地方創生の推進などに対応するためには、官民連携、政策間・地域間連携を強化するとともに、地域コミュニティの醸成により地域の自主性及び自立性を高めていくことを目指しています。また、地域の特色を活かしたコンパクトシティ化を進めるとともに、まちに誇りや愛着を持ち、住み続けたいと思える持続可能なまちづくりに向け、市民と行政との協働はもちろん、近隣・交流自治体や民間団体を含めて連携を図り、庁内の総合的・横断的な取組を進めます。

2 計画の構成と期間

名寄市総合計画(第2次)は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成し、計画の期間を平成29年度(2017年度)から平成38年度(2026年度)までの10年間とします。

「基本構想」

社会経済情勢の動向を展望しながら、長期的な視点で本市が目指す都市像を明らかにするとともに、「まちづくりの目標」を定め、その目標の実現に向けた基本的な方針を示します。

また、基本構想は基本計画及び実施計画の基礎となるべきものであることから、計画の期間を平成29年度(2017年度)から平成38年度(2026年度)までの10年間とします。

「基本計画」

社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため中期的に具体的施策を定めるとともに、基本構想に掲げる各分野の基本的な方針に基づく必要な施策を分野ごとに具体的に示します。

さらに、人口減少や少子高齢化などへ対応するために、重点的な施策展開を図る観点から、計画期間中に重点的に取り組む施策を設定します。

なお、市長の政策方針を基にした具体的な施策を示し、行政課題への的確な対応と市長公約をより明確に反映させるため、計画期間は市長任期と連動した、4年間とします。

「実施計画」

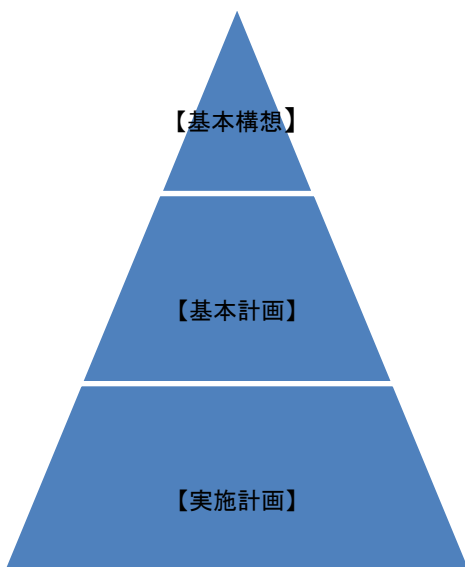
基本計画で示した分野ごとの施策を具現化するため、施策の体系ごとに必要とされる事務事業を定め、短期間で必要な見直しを行いません。

実施計画は、搭載した事務事業の達成状況などを客観的に評価する行政評価制度による進行管理を実施するとともに、社会経済情勢の変化や行政評価の結果などを踏まえ、総合計画実施計画ローリングを毎年度実施し、基本計画期間中の事務事業の必要に応じた見直しにより、計画の実効性を高めることを目指します。

なお、計画期間は基本計画と同様とします。

【計画の構成】

【計画期間】



年度	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	H36 (2024)	H37 (2025)	H38 (2026)
任市 期長	H26.4~H30.4 (2014.4~2018.4)			H30.4~H34.4 (2018.4~2022.4)				H34.4~H38.4 (2022.4~2026.4)			H38.4~ (2026.4)	
基本 構想	1次計画 【10年】			2次計画【10年】								
基本 計画	1次後期 (5年)		前期計画 (2年)		中期計画(4年)			後期計画(4年)				
実施 計画	実施計画 ローリング											

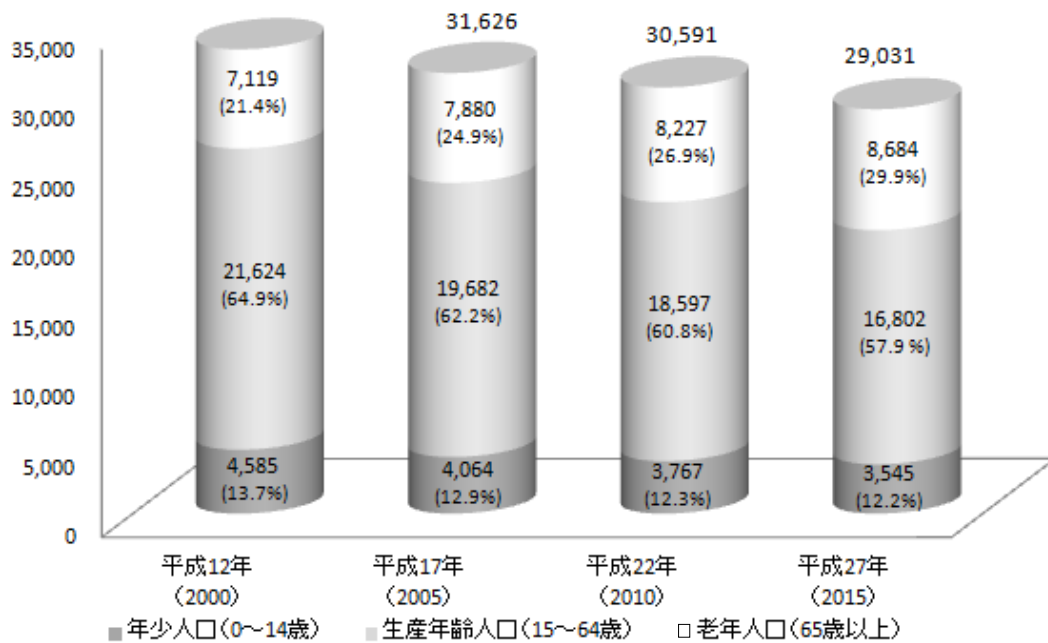
3 名寄市の概況

「人口・世帯」

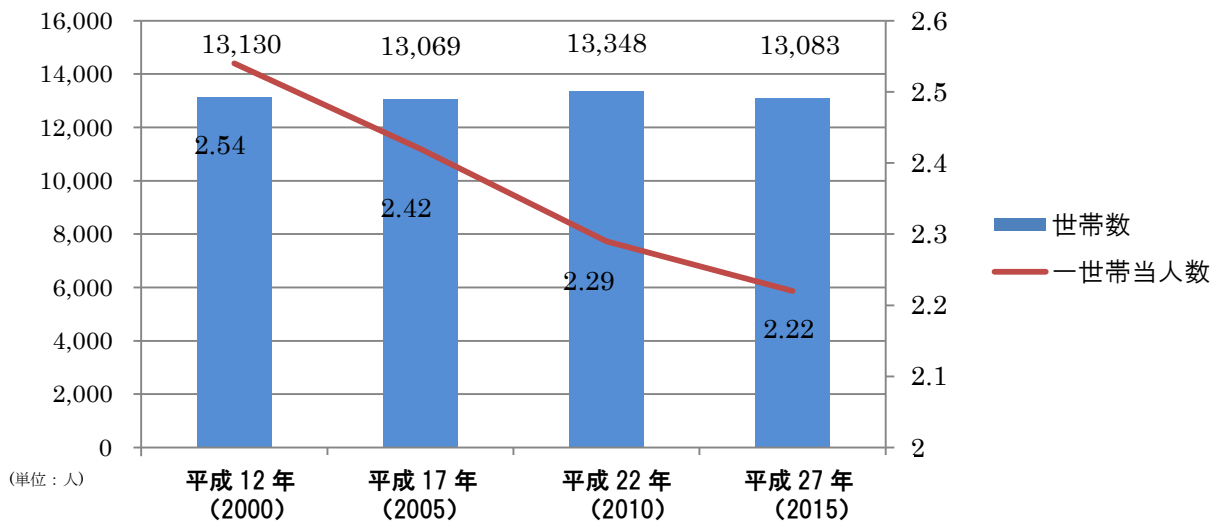
総人口は、減少傾向で推移していますが、世帯数には大きな変動はありません。しかし、一世帯当人数が減少していることから、核家族世帯や単独世帯が増加していることが推測されます。

経年変化を平成22年(2010年)から平成27年(2015年)の間で見ると、年少人口の割合に大きな変化は見られませんが、生産年齢人口の割合が60.8%から57.9%へ減少しているのに対し、老年人口の割合は26.9%から29.9%へ増加しており、本市においては人口減少及び高齢化が進行しています。

人口の推移



世帯数及び一世帯当人数の推移



1 基本理念

「人づくり」

まちづくりの原動力は人であり、まちは市民に支えられて成り立つものであることから、まちづくりの原点は人づくりといえます。故郷への誇りと愛着を育み、また、生涯を通して学び、スポーツ・文化に親しめる環境をつくり、市民一人ひとりが地域や社会の担い手として、力を発揮することができるまちをつくります。

「暮らしづくり」

まちづくりの基礎は暮らしであり、まちは日々の人々の暮らしで成り立つものであることから、まちづくりの根幹は暮らしづくりといえます。市民と行政が協働し、また、安全で安心して暮らすことのできる環境をつくり、市民一人ひとりが安心して安らぎのある持続可能な暮らしができるまちをつくります。

「元気づくり」

まちづくりの活力は元気であり、まちは健康や資源といった地域の元気によって発展していくものであることから、まちづくりの源は元気づくりといえます。生涯健康で生き活きと輝き、また、地域特性を活かした資源の発掘・利用ができる環境をつくり、市民一人ひとりがまちの魅力を認識し、まち全体が元気にあふれた、希望のあるまちをつくります。



2 将来像

名寄市総合計画(第2次)が目指す「**将来像**」

自然の恵みと財産を活かし

みんなでつくり育む

未来を拓く北の^{まち}都市・名寄

豊かな自然と先人により培われた歴史・文化を尊重し、
市民と行政との協働により、故郷への誇りと愛着を育むとともに、
新たな時代の中で、
人や地域との絆を強め、
これからも誰もが住み続けたいと思える
北の^{まち}未来を拓く都市を目指します。

※文言説明

「財産」⇒ 先人により培われた歴史・文化や病院・大学などの都市基盤など

「みんなでつくり」⇒ 市民と行政との協働、近隣・交流自治体や民間団体を含めた連携などにより、みんなでつくる

「育む」⇒ 故郷への誇りや愛着、みんなでつくりあげたものを育む

「未来を拓く^{まち}都市」⇒ 道北圏の中核都市として、地域を支えけん引していく決意

「新たな時代の中で」⇒ 少子高齢化や人口減少、行財政状況など現実的な課題をソフトに表現

「人や地域との絆」⇒ 市民と行政との協働、さらには近隣・交流自治体や民間団体を含めた連携による絆

「誰もが住み続けたい」⇒ 持続可能なまちづくり・総合戦略の基礎となるキーワード

3 大切にしたいまちづくりの基本となる考え方

大切にしたい まちづくりの基本となる考え方

(1) 冬に強く雪や寒さを活かした「利雪親雪」のまちづくりに向けた考え方

本市は、北・北海道の中央に位置し、天塩川と名寄川がもたらす豊かな恵みと自然にあふれる四季が明瞭なまちです。また、夏と冬の寒暖差は60度にも及び、北国ならではの積雪寒冷の風土を有しています。この冬の環境を厳しいものにとらえるのではなく、冬の自然環境を活かし、冬の生活を楽しむ様々な工夫が先人から現在まで受け継がれています。

「名寄の冬を楽しく暮らす条例」は、冬における雪や寒さを活かし、冬の生活をより暮らしやすく、楽しいものとするを目的に制定され、市民と行政との協働により「利雪親雪」のまちづくりが推進されています。

1年の約1/4の期間を占める名寄の冬を、生き活きと豊かに過ごすためには、市民と行政が「利雪親雪」の意識を共有しながら、互いの連携・協力を通じ、冬を楽しく暮らす環境づくりに心掛け、日々の暮らしや文化・スポーツ、経済など、市民一人ひとりが様々な場面で実践していくことが重要です。

意識啓発をはじめとし、家庭での取組やイベントなどの活動を通じて、「利雪親雪」の理念、取組をさらに広げ、未来へと継承しながら、名寄らしい冬を楽しむまちづくりを推進します。

(2) 市民と行政、市民相互の協働によるまちづくりの考え方

本市では、市民主体のまちづくりを推進するため、まちづくりの理念や基本ルールを示す「名寄市自治基本条例」を制定し、市民と行政との情報共有や市民参加などを通じた協働のまちづくりを進めています。

まちづくりの主役は市民です。このことを市民、地域、団体などすべての方が自覚し、市民と行政との協働によるまちづくりにそれぞれが主体的に関わるのが重要であるとともに、市民ニーズの多様化、人口減少や少子高齢化の進展などにより、行政課題が複雑化する中、地域コミュニティの役割は益々大きくなっています。

本計画策定における市民対話の場でも、市民がともに手を携えて、相互に補完することの必要性が求められていることから、市民の地域コミュニティへの積極的な参加のもと、地域課題への対応や総合計画をはじめ、市全体の活動への市民参画が重要です。

市民主体のまちづくりを推進し、市民の地域コミュニティへの積極的な参加や連携・協力を促すことにより、より良い地域、住み良いまちづくりを進めます。

基本構想

(3) 都市づくりの基礎となる土地利用の考え方

本市では、合理的、計画的なまちづくりが進められるよう、将来の都市のあるべき姿やまちの将来像を示す「名寄市都市計画マスタープラン※」を策定しています。また、市街地では都市計画区域内に住居、商業、工業など、郊外地域では農業振興地域内に農用地、農業用施設用地などの用途地域を定めて、無秩序な市街地の拡大抑制や優良な農地の保全に努めています。

土地は、市民生活や産業経済活動などの共通の基盤であり、その利用のあり方は、まちの発展や市民生活の向上と深い関わりを持っています。今後のまちづくりは、人口の急激な減少と少子高齢化や、地域経済及び市の財政面の課題などに対して、持続可能な都市経営を可能とするコンパクトシティ化を進めていくことが重要です。

医療・福祉施設、商業施設や住居などのまとまった立地と、公共交通の活用により生活利便施設などへのアクセス向上を図るなど、福祉や交通なども含めてまち全体の構造や機能がよりコンパクトとなるように、自然環境の保全と計画的な都市構造の配置、快適で安全性の高い生活空間の形成を基本に適正な規制・誘導を行います。

(4) 住み続けたいと思える持続可能なまちづくりの考え方

本市では、これまで市民の多様なニーズの把握に心掛け、行政運営に努めてまいりましたが、人口減少や少子高齢化が進行する中、国においても、財政状況が極めて深刻な状況となっており、経済・財政一体改革を断行することとしています。本市においても、長期的な財政の見通しとしては、地方交付税へ依存する体制に変わりはなく、自立的な財政運営とは言えない状況にあります。これらを踏まえ、継続して安定した行政運営を堅持していくため、行財政改革を進めています。

市民が、このまちに誇りと愛着を持てるよう、市民とともに将来展望を持ち、基礎自治体として、限られた財産を有効に活用し、効果的な行政運営を計画的に行っていくことが重要です。

市民ニーズの把握に努めたうえで、選択と集中の考えや、公民連携事業等の検討を進めるとともに、道北地域の中核都市として、地域をけん引し、人口減少や少子高齢化による人口構造の変化に対応できる、持続可能なまちづくりを進めます。

4 基本目標

(1)基本目標Ⅰ 市民と行政との協働によるまちづくり

(市民参画・健全財政)

市民がまちづくりに参加できる機会を広げ、故郷への誇りと愛着が育まれるまちづくりに努めていきます。また、情報公開を積極的に進め、市政に関する情報の共有を図るとともに、人権尊重、男女共同参画の推進を図ります。さらに、行財政改革を推進し、行政運営の見直しを行うとともに、ICT^{*}を活用した市民サービスの向上に努め、持続可能なまちづくりのため、効果的・効率的な行政運営を進めます。

(2)基本目標Ⅱ 市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり

(保健・医療・福祉)

住み慣れたこの地域で、子ども、高齢者、障がい者などすべての市民が、互いに支え合いながら、自分らしく生きるための「自立と共生」の地域社会づくりを目指します。

市民誰もが安心して健やかに暮らしていくことができるように、保健医療福祉の連携をさらに進めるとともに、民生委員児童委員をはじめとする市民の方々と協働して、みんなにやさしい福祉のまちづくりを進めます。

(3)基本目標Ⅲ 自然と調和した環境にやさしく快適で安全安心なまちづくり

(生活環境・都市基盤)

豊かな自然環境の保全を図るとともに、快適な居住環境の整備、ごみの適正処理のための体制と施設など、生活環境の整備を進めます。また、消防・救急、防災、交通安全など、生活安全対策の強化に努めます。

さらに、都市機能を集約した配置による効率的な行政サービスの提供を目指し、人口減少や少子高齢化に対応するコンパクトなまちづくりを推進します。また、交通ネットワークの整備や道路・公園・上下水道・公営住宅などの都市基盤施設の維持や冬の道路環境の向上など、継続して、安全安心なライフラインの確保に努めます。

(4)基本目標Ⅳ 地域の特性を活かしたにぎわいと活力のあるまちづくり

(産業振興)

収益性の高い農業生産や農畜産物の付加価値向上に向けた取組、農業・農村の理解を深める交流を推進します。また、森林施業の集約・効率化を図りながら民有林の造林を進め、森林保全と林業の振興に努めるとともに、持続可能な農林業を構築するため、担い手の育成・確保を推進していきます。

さらに、活力溢れる中心街、農林業と商工業が融合した産業の振興を図るとともに、雇用の安定に努め、地域資源を活用した体験型メニューの充実などにより、国内旅行者はもとよりインバウンド^{*}観光を推進していきます。

(5)基本目標Ⅴ 生きる力と豊かな文化を育むまちづくり

(教育・文化・スポーツ)

未来を担う子どもたちが、多様な可能性を伸ばすことができるよう、教育・保育施設から名寄市立大学、さらに家庭や地域社会がそれぞれの役割を果たし、「生きる力」を育む教育に努めます。また、すべての人が生涯にわたって学習し、質の高い文化・芸術に親しみ、ライフステージに応じたスポーツ活動ができる環境をつくり、市民が誇れる優れた人材の育成に努め、豊かで活力あるまちづくりを進めます。

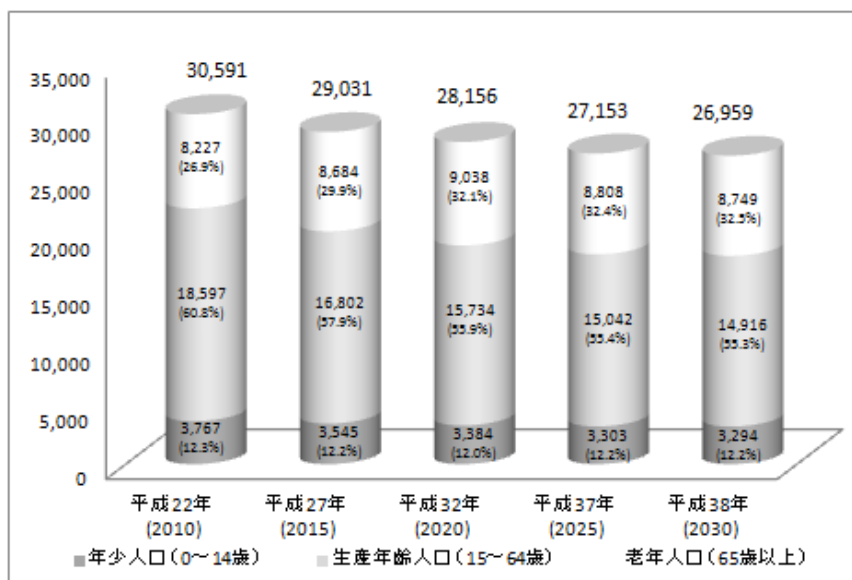
基本構想

5 人口の将来展望と財政の見通し

「将来人口の推計」

「名寄市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」で示した人口の将来展望を、計画策定の基礎数字とすることします。詳細は以下のグラフのとおり。

人口の推移



参照：名寄市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン

「財政の見通し」

国の財政状況は、歳出面については社会保障関係費や国債費が年々増加している一方で、政策的な経費(公共事業、教育等)の割合が年々縮小しており、歳入面についてはその3分の1程度(平成30年度(2018年度)予算)を公債金すなわち借金に依存するという厳しい状況になっています。

そのような財政状況のもと、平成30年度(2018年度)に公表された「骨太の方針[※]」では、経済再生と財政健全化に着実に取り組み、基礎的財政収支の黒字化という財政健全化目標の達成に向け、本格的な歳出改革に取り組むこととされていることから、国の動向を注視し、適切に対応していく必要があります。

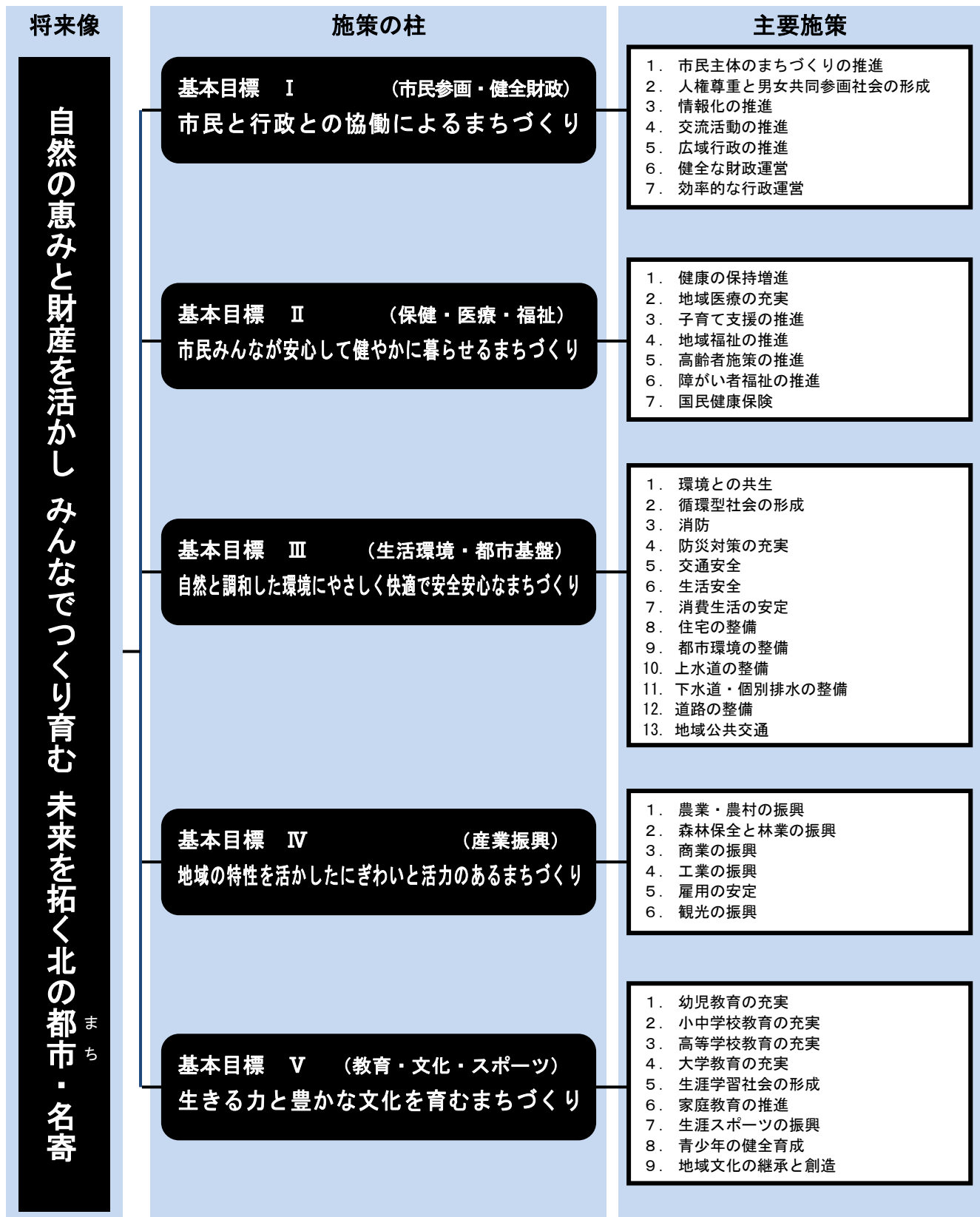
本市歳入の根幹をなす地方交付税については、平成28年度(2016年度)より合併市への支援措置である普通交付税の合併算定替えの優遇措置の縮減が段階的に始まっており、今後は今までと同程度の交付を見込むことができない状況にあります。

加えて、人口減少に伴う市税の減少や社会保障施策に要する経費の増加、老朽化が進行している公共施設、インフラ施設への対応など将来を見据えた財政運営には課題が山積しております。

したがって、今後は財政規律を損なわないよう、適切な事業の選択と基金や適正な公債費の管理をしっかりと行い、将来世代に過大な負担を引き継がないよう、健全な財政運営を行う必要があります。

6 施策の体系

将来像の実現に向けて、まちづくりの5つの基本目標(施策の柱)と施策の体系を次のとおり設定し、総合的かつ計画的な施策展開をします。





「星・雪・きらめき 緑の里 なよろ」は、名寄市の豊かな自然環境のすばらしさやいきいきとした市民の姿を表しており、“緑の里 なよろ”は、天塩川の恵みに育まれてきた農業をはじめとする産業と人と人との結びつきを大切にして支え合い、一人ひとりが輝く名寄のまちを表しています。